

## 広島県告示第九百六十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定によつて、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和三年十月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 名称

福山市特定猟具使用禁止区域

### 二 区域

広島県と岡山県の行政界と山陽自動車道の交点を起点として、同所から同行政界を南方に進み、同行政界の海上第一変化点に至り、同所から北西方に進み、一級河川芦田川右岸下流南西端竹ヶ端に至り、同所から同右岸を北西方に進み大渡橋で一般県道御幸松永線との交点に至り、同所から同県道を南東方に進み、一般県道加茂福山線との交点に至り、同所から同県道を南東方に進み、市道御幸幹線との交点に至り、同所から同市道を北東方に進み、市道御幸幹線との交点に至り、同所から同市道を北東方に進み、一般県道加茂福山線との交点に至り、同所から同一般県道を南東方に進み、一般国道三一三号との交点に至り、同所から同一般国道を北東方に進み、一般国道一八二号との交点に至り、同所から同一般国道を南東方に進み、山陽自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

### 三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

### 一 名称

江の川特定猟具使用禁止区域

### 二 区域

一級河川江の川水系江の川の土師ダムから三次市秋町の錦橋までの河川区域  
存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

### 一 名称

阿波島特定猟具使用禁止区域

### 二 区域

豊田郡大崎上島町の唐島の頂上を起点として、同所から竹原市高崎町地内の高崎第一洞

門南西端に向かって北西方に進み、同市の最大満潮時海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を同町一七二七番地の高宮神社に向かって北東方に進み、同神社境内地南東端と愛媛県今治市大三島町の松島の頂上を結ぶ線との交点に至り、同所から松島の頂上に向かって南東方に進み、竹原市忠海町字明神原三二三四番地の南東端と豊田郡大崎上島町の唐島の頂上を結ぶ線との交点に至り、同所から南西方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

### 三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

### 一 名称

若林特定猟具使用禁止区域

### 二 区域

山県郡北広島町阿坂字雨堤及び字若林、並びに同町今吉田字若林、字鉄穴口及び字高丸見の区域

### 三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

### 一 名称

たいどう彫刻村特定猟具使用禁止区域

### 二 区域

山県郡北広島町南方字茂村一八六九番地の二〇六から二一五の区域

### 三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

### 一 名称

馬洗川特定猟具使用禁止区域

### 二 区域

一級河川江の川水系馬洗川の三次市塩町地内のJR芸備線鉄橋から江の川合流点までの河川区域

### 三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

一 名称

西城川特定猟具使用禁止区域

二 区域

一級河川江の川水系西城川の三次市三次町地内の旭橋から馬洗川合流点までの河川区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

高暮特定猟具使用禁止区域

二 区域

庄原市高野町高暮地内の高暮貯水池最大満水位汀線に囲まれた区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

安芸特定猟具使用禁止区域

二 区域

広島市東区地内の市道松原京橋線と市道常盤橋若草線との交点を起点として、同所から市道常盤橋若草線を西方に進み、市道東五区三六号線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み、市道東四区一号線との交点に至り、同所から同市道を北西方に進み、一般国道五四号との交点に至り、同所から同一般国道を北東方に進み、主要地方道広島三次線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東方に進み、一級河川三篠川右岸との交点に至り、同所から同右岸を北西方に進み、主要地方道広島中島線との交点に至り、同所から同左岸を北主要地方道を北西方に進み、一級河川根の谷川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北方に進み、市道安佐三区三四号線との交点に至り、同所から同市道を西方に進み、市道安佐三区五〇号線との交点に至り、同所から同市道を西方に進み、一般県道宇津可部線との交点に至り、同所から同橋を南方に渡り、一般県道下佐東線との交点に至り、同所から同一般県道を南東方に進み、一般県道八木緑井線とから同県道を西方に進み、共栄橋との交点に至り、同所から同橋を南方に渡り、一般県道下佐東線との交点に至り、同所から同一般県道を南東方に進み、一般県道八木緑井線と

の交点に至り、同所から同一般県道を南西方に進み、JR可部線との交点に至り、同所から同線を南西方に進み、都市計画道路緑井大町線との交点に至り、同所から同都市計画道路を東方に進み、市道安佐南区一区三五四号線との交点に至り、同所から同市道を東方に進み、一級河川古川左岸との交点に至り、同所から同左岸を南方に進み、松原橋との交点に至り、同所から同橋を西方に渡り、一級河川古川右岸との交点に至り、同所から同右岸を北方に進み、一級河川安川右岸との交点に至り、同所から同右岸を西方に進み、一般県道広島豊平線との交点に至り、同所から同一般県道を西方に進み、一般県道勝木安古市線との交点に至り、同所から同一般県道を北東方に進み、市道安佐北四区四二号線との交点に至り、同所から同市道を北西方に進み、一般県道勝木安古市線との交点に至り、同所から同一般県道を南方に進み、広島市安佐北区と広島市安佐南区の行政界との交点に至り、同所から同行政界を西方に進み、主要地方道広島湯来線との交点に至り、同所から同主要地方道を南東方に進み、一般県道伴広島線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西方に進み、主要地方道広島湯来線との交点に至り、同所から同主要地方道を南方に進み、一般国道二号との交点に至り、同所から同バイパスを西方に進み、一般国道二号西広島バイパスとの交点に至り、同所から同バイパスを西方に進み、一般国道二号との交点に至り、同所から同一般国道を東方に進み、二級河川八幡川左岸との交点に至り、同所から同左岸を南東方に進み、海岸護岸との交点に至り、同所から同護岸を東方に進み、草津港、広島市西区観音新町四丁目の海岸護岸を経て、広島市中区と広島市西区の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北方に進み、広島市中区と広島市西区と広島市東区の行政界の交点に至り、同所から広島市東区と広島市南区の行政界を南東方に進み、市道松原京橋線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた区域及び広島市中区と広島市南区の全域（ただし、島しょ部を除く。）

### 三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

#### 銃器

### 一 名称

龍泉寺特定猟具使用禁止区域

### 二 区域

三原市小泉町地内の主要地方道三原竹原線と主要地方道東広島本郷忠海線との交点を起點とし、同所から主要地方道三原竹原線を東方に進み、三原市小泉町と同市沼田東町の境界との交点に至り、同所から同境界を南方に進み、三原市と竹原市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を西方に進み、主要地方道東広島本郷忠海線との交点に至り、同所から同主要地方道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器